

## 姫路市DV(配偶者等からの暴力)対策基本計画(第2期)

## の進捗状況及び評価(令和2年度)集計表

## ○ 進捗状況評価

- 1 検討したが、今後の実施は未定である
- 2 実施には至らなかったものの、今後実施を予定している
- 3 計画には及ばなかった
- 4 ほぼ計画どおりに達成できた
- 5 計画以上に達成できた

	評価 1	評価 2	評価 3	評価 4	評価 5
基本目標 1				1 3	
基本目標 2				1 3	
基本目標 3				2 1	1
基本目標 4	1	1		9	
基本目標 5		1		5	
合 計	1	2		6 1	1

# 姫路市DV(配偶者等からの暴力)対策基本計画(第2期)の進捗状況及び評価

## 基本目標1 相談体制の充実

### (1) 相談体制の充実

施策(小項目)	計画記載内容	担当課	主に令和2年度				評価
			事業名	取組の概要	計画	実績	
DV相談への助言	女性が抱える悩み相談などから、相談の背景にDVがあるとうかがえた場合は、相談者の意思を尊重した上で、相談者にDV相談を促したり、関係機関が相互に連携するなど、留意して対応します。	男女共同参画推進センター	女性相談員によるDV相談の情報提供	女性のための相談室において、相談の背景にDVがうかがえた場合は、相談者の意思を尊重した上で、相談者にDV相談を促す。	取組の概要のとおり	相談実績 1,010件 (うちDV被害者相談 178件)	4
DV相談への助言	女性が抱える悩み相談などから、相談の背景にDVがあるとうかがえた場合は、相談者の意思を尊重した上で、相談者にDV相談を促したり、関係機関が相互に連携するなど、留意して対応します。	こども支援課	母子・父子自立支援員による相談支援	ひとり親家庭等相談において、相談の背景にDVがうかがえた場合は、相談者の意思を尊重した上で、相談者にDV相談を促したり、関係機関と相互に連携する。	取組の概要のとおり	ひとり親家庭相談実績 2,089件 (うちDV被害者相談 248件)	4
高齢者・障害者・未成年者等に対する相談の充実	高齢者、障害者、未成年者、性的マイノリティ等が被害者の場合、介護の必要性や治療の有無など本人の状態を踏まえて関係各課が連携して対応します。 未成年者や妊婦などが被害者の場合は、特別な配慮が必要であり、関係機関と十分に協議を行います。	保健福祉政策課	配偶者暴力相談支援センターと関係各課との連携	高齢者、障害者、未成年者、性的マイノリティ等様々な背景を持つDV被害者に対し、どのような点に配慮して相談すべきか、どの施策(施設等)の対応が良いか等を、関連各課と連携し、より適切な対応に努める。	関係各課担当者とケース会議を開き、相談者の希望にそった福祉施策を意見交換し方向性を探る。	関係各課担当者と連携して検討し、相談者の希望にそった福祉施策を意見交換した。選択枝を本人に説明し、本人が決定した方向性で支援を行った。 (DV被害者相談 464件)	4
外国人に対する相談の充実	被害者が外国人である場合は、相談窓口を知ることが難しいため、外国人向けリーフレット等を活用し、窓口の周知を図るとともに、市が実施する「姫路市外国人相談センター」の活用について情報提供を行います。	文化国際課	姫路市外国人相談センター	公益財団法人姫路市文化国際交流財団に事業を委託し、多言語による生活相談を実施し、在住外国人の生活面での問題解決を支援する。	取組の概要のとおり	【姫路市外国人相談センター】 (姫路市役所本庁1階市民相談センター内) 英語、フランス語、ベトナム語、ポルトガル語、スペイン語、中国語、日本語で生活相談を実施  【ベトナム語生活相談】 城東総合センター、高木総合センター、見野の郷交流館で実施  相談実績 1,280件 (うちDV被害者相談 15件)	4

施策（小項目）	計画記載内容	担当課	主に令和2年度				
			事業名	取組の概要	計画	実績	評価
外国人に対する相談の充実	被害者が外国人である場合は、相談窓口を知ることが難しいため、外国人向けリーフレット等を活用し、窓口の周知を図る。 市が実施する「多言語生活相談」の活用について情報提供を行います。	保健福祉政策課	外国語生活相談	多言語対応の指差し会話シート（他市作成）を調査し、外国人向け窓口対応を検討する。	多言語対応の指差し会話シート（他市作成）を準備し、必要に応じて活用する。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 婦人相談所作成の多言語対応のDV説明パンフレットを用意し設置した。</li> <li>・ 多言語対応の指差し会話シートを準備した。</li> <li>・ ポータブル翻訳機（ポケット）を導入し、多くの言語に対応できるよう準備した。（活用1件）</li> </ul>	4

## (2) 相談窓口の周知

施策（小項目）	計画記載内容	担当課	主に令和2年度				
			事業名	取組の概要	計画	実績	評価
ホームページや冊子等の充実（拡充）	DVの相談窓口をよりわかりやすくしたり、DVかどうかの気づきにつながるチェックリストを掲載するなど、ホームページの充実を図ります。 随時、必要な冊子やチラシなどの作成を検討します。	男女共同参画推進課・男女共同参画推進センター	相談窓口の周知	相談案内カード「女性のための相談室」・DV防止啓発冊子「まず知ることから始めませんか？ドメスティック・バイオレンス（DV）[改訂版]」を関係部署や医療機関等に配置し、市民へ相談窓口を周知する。 また、男女共同参画推進センター“あいめっせ”のホームページでも相談窓口に関する情報を掲載し、広く周知する。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 女性のための相談室案内カードの配置</li> <li>・ DV防止啓発冊子の配置</li> <li>・ ホームページによる情報提供</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 女性のための相談室案内カードの配置</li> <li>・ DV防止啓発冊子の配置</li> <li>・ ホームページによる情報提供</li> </ul>	4
ホームページや冊子等の充実（拡充）	DVの相談窓口をよりわかりやすくしたり、DVかどうかの気づきにつながるチェックリストを掲載するなど、ホームページの充実を図ります。 随時、必要な冊子やチラシなどの作成を検討します。	保健福祉政策課	相談窓口の周知	ホームページの改善や、ポスター、リーフレット、連絡カード等を通じて相談窓口を周知する。	DV相談連絡先入りポスター作成	DV相談連絡先入りポスターを作成し、市役所出先事務所や市立公民館に掲示するとともに、大津イオンモールの協力のもと、民間施設にもポスターを掲示した。また、DVチェック等リーフレットにQRコードを記載し、相談窓口の周知に努めた。	4
DV相談案内カードの活用（拡充）	外出機会の中で被害者がDVの相談窓口に気づくよう、連絡先を記載したDV相談案内カードの配布場所（商業施設、公共施設など）を増やしていく。 案内カードに情報を取得しやすいQRコードをつけるなど機能を付加します。 市のイベントや事業において配布することも検討します。	保健福祉政策課	DV相談案内カード設置場所の増加	DV被害者等が外出機会にDV相談窓口を気づきやすくするため、連絡先を記載したDV相談案内カードの配布場所を増やします。	取組の概要のとおり	平成29年度から商業施設の女子トイレに、DV相談案内カードを名刺ケースに入れて設置した。 また、DV相談案内カードにはQRコードをつけて機能を付加した。  (商業施設配置場所) <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 令和2年度</li> <li>・ 伏姫路店 4ヶ所</li> <li>・ 令和元年度以前</li> <li>・ 伏ヶヶ姫路店ほか14ヶ所</li> </ul>	4

施策（小項目）	計画記載内容	担当課	主に令和2年度				
			事業名	取組の概要	計画	実績	評価
関係各課の冊子等への掲載	関係各課が作成する情報提供のための冊子等に、DVの相談窓口について掲載するなど広く周知を図ります。	保健福祉政策課	関係各課と配偶者暴力相談支援センターとの連携	関係各課が各事業の冊子を作成する際に、DV相談連絡先の記載を依頼する。	取組の概要のとおり	<ul style="list-style-type: none"> <li>ひとり親家庭応援ハンドブック（こども支援課）</li> <li>ひめじ子育てガイドブック（こども支援課）</li> <li>子育て手帳（母子手帳附録）（保健所）の各冊子にDV相談連絡先の記載をした。</li> </ul>	4
庁内相談部門等との連携	市民相談センターの市民相談や保健所の健康相談などにおいて、相談者がDV被害を受けているとかがえる場合には、相談者にDVセンターへの相談を促していきます。	市民相談センター・保健所健康課	庁内相談部門間の連携	市役所内の各種相談所間は情報連携をし、相談者により的確な相談窓口を案内する。	相談者の相談内容がDV等の場合、市民相談センター等から、DV相談窓口を案内する。	<ul style="list-style-type: none"> <li>相談者の相談内容がDV等の場合、市民相談センターからDV相談支援センターに案内し、相談者に合った窓口を引き継ぐことができた。（市民相談センター）</li> <li>必要時に紹介している。（保健所健康課）</li> </ul>	4

### (3) 相談員の資質向上

施策（小項目）	計画記載内容	担当課	主に令和2年度				
			事業名	取組の概要	計画	実績	評価
相談員マニュアルの作成（新規）	相談員が、相談者の立場に立って、適切で統一した対応が行えるよう相談員マニュアルを作成します。相談で特に気をつけなければならない個人情報の取り扱いや二次的被害の防止等について記載します。	保健福祉政策課	相談員マニュアルを基に婦人相談員の資質向上	相談員マニュアルを作成し、新人相談員等が早く業務に精通できるようにする。相談者にどの相談員が受付ても同じ対応ができるようにする。	取組の概要のとおり	<p>相談員マニュアルの作成には至っていないが、新人相談員等が早く業務に精通できるように相談体制を整えている。また、相談者が代わっても、同じ対応ができるように相談員間で情報共有した。また、電話対応などで個人情報等を紙に記載した場合は保管する書類以外は、シュレッターで廃棄し、個人情報が出漏れないように、徹底した情報管理を行った。</p>	4

施策（小項目）	計画記載内容	担当課	主に令和2年度				評価
			事業名	取組の概要	計画	実績	
<p>婦人相談員連絡協議会等の研修への参加</p>	<p>婦人相談員等は、婦人相談員連絡協議会等が主催する研修等に積極的に参画し、他市町の相談員との情報交換を通して相談業務の参考にするとともに、知識の向上や業務の改善につなげます。 研修の内容や情報は、相談員の間で共有し相談に活用します。</p>	<p>保健福祉政策課</p>	<p>相談員自身への支援</p>	<p>婦人相談員は、兵庫県等の婦人相談員向け研修に積極的に参加し、事務所内で報告して共有する。</p>	<p>取組の概要のとおり</p>	<p>平成28年度以降、下記の研修に参加</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・DV相談基礎研修</li> <li>・兵庫県婦人相談員連絡協議会研修会</li> <li>・ひょうごの風紀環境をよくする会研修</li> <li>・県立男女共同参画センター主催DV防止セミナー・DV防止法律セミナー</li> <li>・配偶者暴力相談支援センター連携会議</li> <li>・兵庫県弁護士会主催配偶者暴力相談についての懇談会</li> <li>・内閣府DV被害者支援官官・官民連携ワークショップ</li> <li>・全国婦人相談員・心理判定員研究協議会</li> <li>・県児童課主催DV家庭における子ども虐待等への対応力強化研修</li> <li>・DV相談実務研修</li> <li>・神戸地方裁判所主催保護命令手続に関する研究会</li> </ul>	<p>4</p>
<p>相談員への支援の充実（拡充）</p>	<p>相談員が相談者と同じような心理状態に陥ったり、業務を抱え込んだ状態にならないよう、支援・助言・指導を受けられる体制を確保します。 相談員が業務を進める上で、法務や訴訟に係る内容など専門的な知識が必要となる相談については、法制担当部署の協力を得て対応します。</p>	<p>保健福祉政策課</p>	<p>相談員自身への支援</p>	<p>兵庫県内の相談員等を対象とした研修へ、相談員を積極的に参加させる。また、被害者と面接相談するときは相談員2名で対応する。 子どものいる相談者では、こども支援課の相談員と一緒に面接相談するなど、相談員の心理的負担の軽減に努める。</p>	<p>取組の概要のとおり</p>	<p>相談者との面接相談は常に2名の相談員で対応し（子どものいる相談者は、こども支援課の相談員と一緒に面接相談）、助言・指導等の漏れがないようにするとともに、複数の相談員で対応することにより、相談者から受ける心理的負担を軽減できるようにしている。</p>	<p>4</p>

## 基本目標2 被害者の安全確保

### (1) 安全確保の徹底

施策（小項目）	計画記載内容	担当課	主に令和2年度				評価
			事業名	取組の概要	計画	実績	
<p>緊急時の一時保護の実施</p>	<p>緊急時の一時保護は、県の婦人相談所に依頼しています。県の一時保護施設までの移動中の安全を確保するため、婦人相談員等が同行します。移動に必要な現金がないときは、交通費を助成します。</p>	<p>保健福祉政策課</p>	<p>配偶者暴力相談支援センターの一時保護対応</p>	<p>緊急時に一時保護の許可を得られれば、被害者及び同伴家族が県施設等に行くまでの安全確保をする。2名の相談員が同行支援を行う。</p>	<p>相談者に金銭の持ち合わせがない場合、一時保護施設までの交通費（片道分）を支給する。</p>	<p>令和2年度 支給件数 0件 (平成30年度～令和元年度 1件)</p>	<p>4</p>

施策（小項目）	計画記載内容	担当課	主に令和2年度				
			事業名	取組の概要	計画	実績	評価
安全な移送の実施（新規）	一時保護の移送の際、乳幼児の同伴が人目につくことがあるなど、危険性があると考えられるときは、その状況に応じて、タクシーなど自動車による移送を行います。	こども支援課	母子生活支援施設への入所支援	母子生活支援施設への移送時に、他人の目に触れないよう安全確保のため、公用車を利用する。	取組の概要のとおり	公用車利用による一時保護実績 1件	4
被害者に対する安全確保の助言	被害者の居場所等が加害者に知られないよう、情報機器（スマホ等）の使用について注意を促すなど、安全のための対応策について助言等を行います。	保健福祉政策課	配偶者暴力相談支援センターの一時保護対応	GPS機能から現在位置を調べることが可能となるので、一時保護までの道中にスマホ等の電源を切ることを説明する。持ち出してしまった夫名義の物を返却する際も、被害者の居場所を夫に知られないよう配慮する。	取組の概要のとおり	情報機器（スマホ、ゲーム等）のGPS機能により、被害者の現在地が把握されないように配慮した。	4
警察との緊密な連携	相談段階や一時保護等の際、被害者に暴力の危険が迫っているときは、警察と緊密な連携を取り対応します。夜間・休日の相談や一時保護の対応は、警察において県の婦人相談所と連携して対応を行います。	保健福祉政策課	配偶者暴力相談支援センターの一時保護対応	被害者住所管轄の警察署生活安全課、婦人相談所等と連携し対応する。	取組の概要のとおり	一時保護人数 DVセンター 9名 警察署 6名	4
諸手続におけるワンストップサービスの実施	日頃から関係機関がリスクに対して意識を高く持って対応する。被害者の行動が加害者の目に触れることのないよう、庁内の諸手続きについてワンストップサービスに取り組みます。	保健福祉政策課・各課	配偶者暴力相談支援センターの一時保護対応	DV被害者が相談後に他課へ申請等をする場合、本人が望めば同行したり、DV被害者であることを配慮した対応を担当課へ依頼する。	取組の概要のとおり	DV被害者に同伴児がある場合はこども支援課母子・父子自立支援員が、また同伴児が無い場合はDVセンター相談員が庁内各課への申請へ同行支援した。	4
母子生活支援施設や老人ホーム等の機能の活用	一時保護までの必要がなく安全が確保されているケース等について、幅広い処遇の確保の観点から、母子生活支援施設や老人ホーム等におけるショートステイの利用の方法を検討します。	こども家庭総合支援室	子育て短期支援事業の利用	安全性が確保されているケース等で一時的な保護を必要とする場合に、市内の母子生活支援施設等におけるショートステイ利用方法について調査研究を活用する。	取組の概要のとおり	子育て短期支援事業として母子生活支援施設の利用は延5人44日（DV被害者の利用はなし）	4
母子生活支援施設や老人ホーム等の機能の活用	一時保護までの必要がなく安全が確保されているケース等について、幅広い処遇の確保の観点から、母子生活支援施設や老人ホーム等におけるショートステイの利用の方法を検討します。	高齢者支援課	老人ホーム入所及び養護老人ホームでの対応	高齢者本人や家族からの相談、民生委員や医療機関、警察等、関係機関からの情報提供に基づき、高齢者の支援ニーズのより正確な把握を図る。	養護老人ホーム等での対応（虐待等に係る高齢者の受入れ）	・対応延べ人員 4人 ・対応延べ日数 499日 （うちDV被害者 0人）	4

(2) 法的な相談内容の支援

施策（小項目）	計画記載内容	担当課	主に令和2年度				評価
			事業名	取組の概要	計画	実績	
法的な相談窓口等の情報提供と助言の実施	被害者から保護命令や離婚など、法的な相談の希望があったときは、市民相談センターや、男女共同参画推進センターの女性のための相談室（法律相談）、日本司法支援センター（法テラス）等について情報提供と助言を行います。	保健福祉政策課	配偶者暴力相談支援センターの法的な相談対応	被害者から法的な相談希望があれば、市民相談センター、男女共同参画推進センター、法テラスの法律相談を案内し、日時や予約方法を説明する。保護命令申立等手続きについては、DVセンターで面接等の支援をする。	取組の概要のとおり	相談者が法的な相談を希望すれば、各相談所の法律相談日時等について説明している。保護命令申立の書き方等を指導した。	4
保護命令制度等の情報提供と助言の実施	身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受け、被害者が重大な危害を受ける恐れのある場合に利用できる保護命令制度や、つきまといやストーカー行為対策についての情報提供と助言を行います。	保健福祉政策課	配偶者暴力相談支援センターの法的な相談対応	DV被害者には、地方裁判所へ申立てる保護命令制度の説明や利用方法を助言し、ストーカー被害者には警察への相談を助言する。	取組の概要のとおり	相談者が保護命令申立を希望すれば面接相談を案内し、有効期間や種類等の説明や、申立書の書き方を支援している。	4
保護命令申立て時の支援の充実	被害者が保護命令の申立てを行う意向があるときは、書類作成の助言や裁判所等への同行支援を行います。	保健福祉政策課	配偶者暴力相談支援センターの法的な相談対応	被害者が保護命令の申立てを行う意思があれば、書き方を助言し本人が記入後の提出書類をチェックする。必要があれば、地方裁判所へ同行支援する。	取組の概要のとおり	地方裁判所へ提出する書類の説明を数件おこなった。なお、申立書記入後のチェックや、書類提出時に同行支援の希望はなかった。	4

(3) 情報管理の徹底

施策（小項目）	計画記載内容	担当課	主に令和2年度				評価
			事業名	取組の概要	計画	実績	
住民基本台帳事務における閲覧等の制限	被害者から住民基本台帳事務におけるDV支援措置の申し出を受け、措置の必要があると判断した場合は、被害者の現住所が知られないように、住民基本台帳の閲覧、住民票の写しの交付、戸籍の附票の写しの交付を制限します。	住民窓口センター	住民基本台帳事務における支援措置申出の受付及び証明書交付の可否判断	支援措置申出を受理すると、住民票の写し等に交付制限を行い、本人への支援措置決定通知書を送付する。また、関係市区町村に対して、住民票の写し等の交付制限依頼通知書を送付する。	本人及び関係市区町村への通知書等の発送 850件	本人及び関係市区町村への通知書等の発送 1,223件	4
関係各課におけるDV関連の情報管理の徹底	国民健康保険、国民年金、税、福祉事務所、保健所、選挙など、個人情報に係る事務処理を行う関係各課は、DVに関する情報管理の徹底を図ります。新たに始まったマイナンバーについての情報管理も厳重に行います。	保健福祉政策課・各課	市役所各課の情報管理徹底	DV被害者等、本人以外に住所等を知られたくない方の情報管理の徹底を、住民窓口センター等と協力して行う。	取組の概要のとおり	国民健康保険、国民年金、税、福祉事務所、保健所、選挙など、個人情報に係る事務処理を行う関係各課に対して、DVに関する情報管理の徹底を図っている。	4

施策（小項目）	計画記載内容	担当課	主に令和2年度				
			事業名	取組の概要	計画	実績	評価
庁内への情報管理の呼び掛け	DV防止キャンペーンの実施にあわせ、庁内通信網の掲示板などを活用して、DVに関する情報は特に徹底した情報管理をするよう、注意を喚起します。	保健福祉政策課	市役所各課の情報管理徹底	「女性に対する暴力をなくする運動」期間（11月12日～25日）に合わせ、DV対策に関する周知や情報管理の注意を促す。	取組の概要のとおり	「女性に対する暴力をなくする運動」期間（11月12日～25日）中に、住民窓口センター、こども支援課、保健福祉政策課等の関係部署に、職場内でDVに関する情報管理の徹底を呼びかけた。	4

### 基本目標3 自立支援体制の充実

#### (1) 生活の再建に向けた支援

施策（小項目）	計画記載内容	担当課	主に令和2年度				
			事業名	取組の概要	計画	実績	評価
市外へ転出するケースへの支援（拡充）	避難先として市外に転出する場合は、本人の意思を尊重した上で、転出先の配偶者暴力相談支援センター等に、共通シート（婦人相談員協議会作成）を活用して本人の状況についての情報提供を行い、転出先での自立支援につなげていきます。	保健福祉政策課	生活再建に向けた、庁内各課や他の行政機関との連携	本人の意思で市外転出される場合は、本人の了承を得た上で転居先のDV相談支援センター等へ連絡や情報提供を行い、本人が転出先で支援を受けて生活しやすくする。	取組の概要のとおり	本人の意思で市外転出される場合は、本人の了承を得た上で転居先の配偶者暴力相談支援センターかDV相談担当窓口へ連絡し、現状報告を行い、本人が転出先での支援を受けやすい状況にした。	4
市内に転入するケースへの支援（拡充）	避難先として市内に新たに転入する場合は、転入前の配偶者暴力相談支援センター等からの情報に基づき、上記共通シートを活用しながら、各種手続きの支援を行います。	保健福祉政策課	生活再建に向けた、庁内各課や他の行政機関との連携	避難先として市内に新たに転入された方の相談を受けた時、本人の了承を得て転入前のDV相談支援センター等と連携を取り、各種手続き等の支援を行う。	取組の概要のとおり	住民票異動がなくても、できる住民サービスについて説明し、また、住民異動をする場合は住民基本台帳事務における支援措置を勧めた。	4
自立に向けた情報提供の充実（新規）	被害者が制度を理解し利用しやすくするため、自立に向けて利用できる制度等を集約したハンドブックを作成します。	保健福祉政策課	生活再建に向けた、庁内各課や他の行政機関との連携	自立に向けて利用できる制度等について、調査し分かりやすいハンドブックを作成する。	分かりやすいハンドブック作成に向けての検討	集約したハンドブックは作成していないが、母子の被害者に対しては、こども支援課の「ひとり親家庭応援ハンドブック」等を活用している。	4
法的な相談窓口等の情報提供と助言の実施（再掲）	被害者が自立していく上での助言を行うとともに、離婚調停や財産分与等より専門的かつ法的な相談内容が必要な場合は、市民相談センターや、男女共同参画推進センターの女性のための相談室（法律相談）、日本司法支援センター（法テラス）等について情報提供を行います。	保健福祉政策課	生活再建に向けた、庁内各課や他の行政機関との連携	被害者から法的な相談希望があれば、市民相談センター、男女共同参画推進センター、法テラスの法律相談を案内し日時や予約方法を説明する。	取組の概要のとおり	相談者が法的な相談を希望する場合、各相談所の法律相談日時等について説明している。	4



施策（小項目）	計画記載内容	担当課	主に令和2年度				
			事業名	取組の概要	計画	実績	評価
被害者への中長期的フォローアップの実施（新規）	児童扶養手当を受給している被害者については、年に一度の現況届時を活用し、本人の意思を尊重した上で生活状況を定期的に把握し、状況に応じた助言等を行うなど、継続的な支援を行います。一時保護で施設に入所していた被害者が、施設を退所し新たに自立生活を始めたときは、施設の機能を活用した支援の充実を検討します。	こども支援課	母子・父子自立支援員による相談支援	児童扶養手当を受給している被害者について、来課が必要な児童扶養手当現況届時を活用し、状況に応じた助言等継続的な支援を行う。	取組の概要のとおり	継続的な支援を行えるよう児童扶養手当現況届案内の送付時には、制度案内のチラシを同封し相談体制の周知を図った（4,776件）。	4

## （2）住宅確保に向けた支援の充実

施策（小項目）	計画記載内容	担当課	主に令和2年度				
			事業名	取組の概要	計画	実績	評価
公営住宅の申し込み等に関する情報提供	被害者の生活の再建は、まず住宅の確保から始まります。市営住宅や県営住宅の申込みや優遇取扱い等について情報提供を行います。	住宅課	配偶者暴力相談支援センター等との連携	住宅課窓口及び電話にて問い合わせがあれば、市営住宅や県営住宅の情報提供を行う。	取組の概要のとおり	DV被害者等の優遇取り扱い等について、募集パンフに掲載し、情報提供を行っている。	4
公営住宅の申し込み等に関する情報提供	被害者の生活の再建は、まず住宅の確保から始まります。市営住宅や県営住宅の申込みや優遇取扱い等について情報提供を行います。	保健福祉政策課	住宅課等との連携	相談者の希望により、県営住宅や市営住宅の申込み手続きや時期について担当課と連携し、申込み支援を行った。	取組の概要のとおり	相談者の希望にあわせ、県営住宅や市営住宅の申込み手続きや時期について担当課と連携し申込み支援を行った。	4
母子生活支援施設等への入所の支援	一時保護後の支援策として、母子生活支援施設や婦人保護施設等への入所を希望し、または施設入所が望ましい方は、施設への入所支援を行います。	こども支援課	母子生活支援施設等への入所支援	配偶者のない女子又はこれに準ずる事情にある女子とその子どもが保護を必要とする場合に、母子生活支援施設に入所することで保護し自立に向けた支援を行う。	取組の概要のとおり	入所措置 11世帯32人（うちDV被害者10世帯30人）	4
母子生活支援施設等への入所の支援	一時保護後の支援策として、母子生活支援施設や婦人保護施設等への入所を希望し、または施設入所が望ましい方は、施設への入所支援を行います。	保健福祉政策課	婦人保護施設等への入所支援	一時保護後の支援策として、婦人保護施設等への入所が望ましいと思われる方は、入所権限のある婦人相談所と相談し施設入所を依頼している。	取組の概要のとおり	婦人相談所で婦人保護施設入所が決定した場合、入所に向けて支援を行っている。	4

(3) 経済的支援の充実

施策（小項目）	計画記載内容	担当課	主に令和2年度				評価
			事業名	取組の概要	計画	実績	
ひとり親家庭が利用できる制度等の利用促進	生活再建には経済的な自立が不可欠なため、ひとり親家庭として利用できる児童扶養手当、母子家庭等医療費助成制度や、母子父子寡婦福祉資金貸付制度等の利用を促進します。 また、経済的に困窮する被害者へは、生活困窮者自立支援法や生活保護法等に基づき必要な支援を速やかに行います。	こども支援課	母子・父子自立支援員による相談支援	児童手当、児童扶養手当の支給による支援や母子家庭等医療費助成制度の申請、母子父子寡婦福祉資金貸付により、経済的自立の助成と生活意欲の助長を図る。また、生活援護室や社会福祉協議会と連携し、適切な支援につなげる。	取組の概要のとおり	取組の概要のとおり。また、市外からの子どもがいるDV被害転入者で、ご本人の希望があった際にはDVセンターからの連絡により各課窓口へ母子・父子自立支援員が同行している。	4
ひとり親家庭が利用できる制度等の利用促進	生活再建には経済的な自立が不可欠なため、ひとり親家庭として利用できる児童扶養手当、母子家庭等医療費助成制度や、母子父子寡婦福祉資金貸付制度等の利用を促進します。 また、経済的に困窮する被害者へは、生活困窮者自立支援法や生活保護法等に基づき必要な支援を速やかに行います。	生活援護室	経済的に困窮する被害者への支援	生活困窮者の自立相談を通して適切な支援策を模索し助言等を行うほか、必要に応じて生活保護の実施により、最低限度の生活を保障するとともに自立の助長を図る。	取組の概要のとおり	詳細な聞き取りにより、当面の生活費の有無や身体状況等を確認。被害者の状況に応じ、生活困窮者への自立相談による助言や支援を行ったほか、生活保護を要する世帯に対しては、保護の実施により最低限度の生活を保障するとともに、自立の助長を促した。	4
養育支援相談の実施（新規）	ひとり親家庭においては、養育支援相談を適切に行います。また、同伴児と別居親の面会交流については特別に配慮を要する事案であることから、慎重な対応を行います。	こども支援課	養育費等相談の実施	弁護士による、離婚に伴う養育費確保や面会交流等に関する無料法律相談（事前予約制）を毎月1回実施する。	取組の概要のとおり	養育費等相談業務委託を平成29年4月開始（毎月第3金曜日午後1：30から30分×6枠）、希望に応じ母子・父子自立支援員が同席（55件。うちすべて同席）	4
養育支援相談の実施（新規）	ひとり親家庭においては、養育支援相談を適切に行います。また、同伴児と別居親の面会交流については特別に配慮を要する事案であることから、慎重な対応を行います。	保健福祉政策課	生活再建に向けて、庁内各課や他の行政機関と連携する	DV被害者の同伴児と、別居親の面会交流については、慎重を要するため弁護士相談等を勧める。	取組の概要のとおり	DV被害者の同伴児と別居親の面会交流については、弁護士相談等を勧めている。	4

(4) 就労に向けた支援の充実

施策（小項目）	計画記載内容	担当課	主に令和2年度				
			事業名	取組の概要	計画	実績	評価
ひとり親家庭等就労支援事業等の活用	就労相談員がハローワークと連携し、本人の状況に応じた就労先の確保に向け支援を行います。各種資格取得制度等の利用促進や、男女共同参画推進センター主催の就労に関する講座の受講を奨励します。	こども支援課	就労支援の推進	児童扶養手当受給者の中で就労していない母親に対し、就労相談員が個別の就業相談に応じ、きめ細やかで継続的な自立支援プログラムを策定し、ハローワークとの連携により、就職につながるよう自立を促進する。DV被害者からの就業相談の際には、就労相談員と母子・父子自立支援員が連携しながら家庭状況に応じた働き方に対する助言・指導を行う。	取組の概要のとおり	ひとり親就労相談349件うちプログラム策定123件（うち、DV被害者の相談2件、うちプログラム策定2件）	4
ひとり親家庭等就労支援事業等の活用	就労相談員がハローワークと連携し、本人の状況に応じた就労先の確保に向け支援を行います。各種資格取得制度等の利用促進や、男女共同参画推進センター主催の就労に関する講座の受講を奨励します。	労働政策課・保健福祉政策課	各種セミナーの開催	DV被害者に特化した就職セミナーは開催していないが、各種セミナーの受講要件に合致すれば、受講して職業能力の開発に勤しんでもらうことができるようにする。	取組の概要のとおり	DV被害者に特化した就職セミナーは開催していないが、各種セミナーの受講要件に合致すれば、受講して職業能力の開発に勤しんでもらうことができる。（労働政策課）  ハローワークの資格取得補助制度や、男女共同参画推進センターの就労関係講座の利用を促した。（保健福祉政策課）	4
ひとり親家庭等就労支援事業等の活用	就労相談員がハローワークと連携し、本人の状況に応じた就労先の確保に向け支援を行います。各種資格取得制度等の利用促進や、男女共同参画推進センター主催の就労に関する講座の受講を奨励します。	男女共同参画推進センター	男女共同参画に関する講座の開催と周知	様々なテーマで男女共同参画に関する講座を開催する。男女共同参画推進センター“あいめっせ”のホームページに掲載し、広く周知する。	主催講座の開催 （女性のチャレンジ支援セミナー 2講座×3回）	主催講座の開催 女性のチャレンジ支援セミナー 10・11月全3回実施	4

(5) 精神面への支援の充実

施策（小項目）	計画記載内容	担当課	主に令和2年度				
			事業名	取組の概要	計画	実績	評価
精神的な悩みを持つ方への支援	女性が抱える様々な悩みの相談は、女性のための相談室の利用を促します。ここでは、DV被害者が気持ちを整理し、精神的なエンパワメントを図るためのカウンセリングを実施します。医療的な治療など専門的なカウンセリングを希望する方に対しては、医療機関等の情報提供を行います。あわせて子どもへの対応についても必要な情報を提供します。	男女共同参画推進センター・保健所健康課	女性のための健康相談の活用と医療機関等の情報提供	女性のための健康相談で精神的な悩みを持つ人がいれば、随時、医療機関等の情報提供や専門医によるこころの健康相談を紹介し対応する。	当事者より希望があれば、専門医によるこころの健康相談で対応する。 予約制	女性のための健康相談 5件 （内 こころの健康相談を案内する対象者はなかった）（男女共同参画推進センター）  女性のための健康相談 2件 （内 こころの健康相談を案内する対象者はなかった）（保健所健康課）	4

(6) 子どもへの支援の充実

施策(小項目)	計画記載内容	担当課	主に令和2年度				
			事業名	取組の概要	計画	実績	評価
保育や就学に関する支援	被害者が就労するためには、保育所の利用は欠かせませんが、その入所の申し込みに当たっては、優先的な利用調整を行います。子どもの就学に当たっては、安全に就学できるよう支援を行います。	こども保育課・学校指導課	子どもの就学等に関する支援	市担当課等と連携し、就学に当たって柔軟な審査手続きを行う。就学校に対しては前就学校を秘匿しつつ、子どもの就学に必要な情報は教育委員会を通じて情報を収集し就学校へ提供する。学齢簿情報等の情報管理に際しては、DV等の被害者支援措置対象者として区分し、情報漏洩に特に注意する。	取組の概要のとおり	利用申込時にDV被害の状況を申出により把握し、事情を考慮し利用調整(優先入所)を行った。(こども保育課)  秘匿としているDV被害者及び同伴家族の居所、就学校名が漏れないよう細心の注意を払った。(学校指導課)	4
保健に関する支援	他市町から転入してきた被害者の子どもの乳幼児健康診査や予防接種等が滞りなく受診できるよう支援を行うとともに、必要な情報提供を行います。	保健所健康課・予防課	乳幼児健康診査 予防接種	当事者からの相談や、住居地の自治体からの依頼に基づき、DV等で避難されている方に対して姫路市民と同様の乳幼児健康診査や予防接種が実施できるようにする。	乳幼児健康診査の実施 予防接種の実施	住民票登録地自治体からの依頼に基づき、DV等の避難者に対して姫路市民と同様の乳幼児健康診査や予防接種が実施できるようにしている。 乳幼児健康診査 2人 予防接種 0人	4
子どもの心のケアに関する支援	DVの目撃(面前DV)等により、心理的外傷を負っている子どもには専門機関などでケアを行うとともに、学校においてはスクールカウンセラーが支援を行います。また、子どもの生活環境への支援が必要なときは、スクールソーシャルワーカーや外部の専門職を含めた体制により支援を行います。	こども支援課	配偶者暴力相談支援センター等との連携	子どもの目の前で配偶者等に対する暴力が行われるなどのDVは、子どもの著しく心理的外傷が考えられるため、一時保護や母子支援施設入所の際に面談を依頼する。	取組の概要のとおり	取組の概要のとおり依頼している。	4
子どもの心のケアに関する支援	DVの目撃(面前DV)等により、心理的外傷を負っている子どもには専門機関などでケアを行うとともに、学校においてはスクールカウンセラーが支援を行います。また、子どもの生活環境への支援が必要なときは、スクールソーシャルワーカーや外部の専門職を含めた体制により支援を行います。	学校指導課	配偶者暴力相談支援センター等との連携	「心の専門家」であるスクールカウンセラーを公立中学校等に(県事業)、学校カウンセラーを市立高等学校に(市事業)配置し、子どもたちの心の相談に当たるとともに、教職員のカウンセリングマインドを高めることにより、子どもたちの抱える問題の早期発見に努め、適切な支援による早期解決を図る。また、社会福祉士や精神保健福祉士等の専門的な知識・技術をもつスクールソーシャルワーカーを拠点校方式により、義務教育学校後期課程を含む市内全中学校(35校)に配置(市事業)し、学校園や関係機関その他関係者の役割を明確にし、学校園を中心とする組織での対応をコーディネートすることで、教育相談体制の充実を図る。	(県事業) ・スクールカウンセラー 市立中学校 35校 市立小学校 16校  (市事業) ・学校カウンセラー 市立高等学校 3校(3名)  (市事業) ・スクールソーシャルワーカー 市立中学校 35校(17名)	(県事業) ・スクールカウンセラー 市立中学校 35校 市立小学校 16校 相談件数 13,166件  (市事業) ・学校カウンセラー 市立高等学校 3校(3名) 相談件数 564件  (市事業) ・スクールソーシャルワーカー 市立中学校 35校(17名) 相談件数 4,245件	5

施策（小項目）	計画記載内容	担当課	主に令和2年度				評価
			事業名	取組の概要	計画	実績	
要保護児童対策地域協議会の活用（拡充）	子どもに対する虐待だけでなく、加害親である母（父）もDV被害を受けているかもしれないという家庭内病理の視点を持ち、婦人相談員が要保護児童対策地域協議会の会議等に参加し、被害者に係る情報共有や支援内容の検討に参画します。	子ども家庭総合支援室・保健福祉政策課	要保護児童対策地域協議会連絡会議	毎月開催される要保護児童対策地域協議会連絡会議に婦人相談員が出席し、他の支援機関と情報を共有し支援方針を協議することで、子どもやDV被害者の支援につなげる。	要保護児童対策地域協議会連絡会議において、子どもの面前DVによる心理的虐待等の情報を共有し、支援方針について協議する。	取組の概要のとおり支援方針について協議している。	4

## 基本目標4 啓発・教育の推進

### (1) 市民への啓発の推進

施策（小項目）	計画記載内容	担当課	主に令和2年度				評価
			事業名	取組の概要	計画	実績	
家庭・地域・企業等への啓発の推進	家庭・地域・企業等においてDVに関する理解を深めるため、啓発冊子の配布やDV防止講座の実施などの啓発活動を行います。	人権啓発課 人権啓発センター	相談窓口の周知	家庭・地域・企業等においてDVに関する理解を深めるため、啓発冊子の配布やDV防止講座の実施などの啓発活動を行う。	取組の概要のとおり	改訂版「人権相談窓口ハンドブック」に、DV相談支援センター等の相談先を記載している。  令和2年9月10日、「誰もが安心して生きられる社会を目指して！～女性や子どもへの暴力について考える～」と題した人権学習地域講座を開催し、暴力防止について啓発を行った。	4
家庭・地域・企業等への啓発の推進	家庭・地域・企業等においてDVに関する理解を深めるため、啓発冊子の配布やDV防止講座の実施などの啓発活動を行います。	男女共同参画推進課・男女共同参画推進センター	相談窓口の周知（再掲）	「女性のための相談室」相談案内カード（男女共同参画推進センター発行）及びDV防止啓発冊子「まず知ることから始めませんか？ドメスティック・バイオレンス（DV）〔改訂版〕」（男女共同参画推進課発行）を関係部署や医療機関等に配置し、市民へ相談窓口を周知する。また、男女共同参画推進センター“あいめっせ”のホームページでも相談窓口に関する情報を掲載し、広く周知する。	女性のための相談室案内カードの配置 DV防止啓発冊子の配置 ホームページによる情報提供	・女性のための相談室案内カードの配置 ・DV防止啓発冊子の配置 ・ホームページによる情報提供	4
ホームページ等による啓発の推進（拡充）	市のDV相談窓口の記載のあるホームページ等に、DV防止の啓発内容も記載し、DVについての理解が進むよう取り組みます。	男女共同参画推進センター	ホームページ等による啓発	男女共同参画推進センター“あいめっせ”のホームページで関係部署へのリンク等、市のDV相談窓口の記載のあるホームページ等を改良し、DVについての理解が進むようにする。	取組の概要のとおり	あいめっせのページから関係部署のサイトへリンクできるように修正した。	4

施策(小項目)	計画記載内容	担当課	主に令和2年度				
			事業名	取組の概要	計画	実績	評価
DV防止キャンペーンの実施やチラシ等の作成(新規)	内閣府の「女性に対する暴力をなくす運動」(11月)にあわせ、ホームページでの情報発信やパープルリボンの配布など、DV防止キャンペーンを実施します。他のリボンキャンペーンとあわせての啓発やチラシの作成など、効果的な啓発方法を検討します。	保健福祉政策課	DV防止キャンペーン等の実施	DV防止啓発について、パープルリボン(女性に対する暴力をなくす運動のシンボル)を関係職員へ配布するなど、啓発活動を充実させる。	取組の概要のとおり	パープルリボン(300個)を「女性に対する暴力をなくす運動」期間に合わせて配布し啓発活動を行った。また、啓発チラシとポスターを掲示し、周知した。	4

(2) 学校等における啓発・教育の推進

施策(小項目)	計画記載内容	担当課	主に令和2年度				
			事業名	取組の概要	計画	実績	評価
人権教育に基づく男女平等教育の推進	互いに人権を尊重し合う社会の構築を目指した人権教育を基盤にし、DVの背景にある女性差別や固定的性別役割分担の意識を是正する男女平等教育を、児童・生徒の発達段階に応じて推進します。	市教委人権教育課	男女共同参画社会を目指す学校教育の推進	男女平等教育の推進について、年度当初の管理職及び担当者への事業説明会等で各学校での取組を依頼するとともに、姫路市独自で実施している「男女共同参画社会を目指す学校教育推進状況調査」を行うことで推進状況を把握する。また、調査結果を各学校へ周知し、各学校における取組の参考とする。	「男女共同参画社会を目指す学校教育推進状況調査」の実施	3月に市立小・中・高・特別支援学校に「男女共同参画社会を目指す学校教育推進状況調査」を実施し、集計結果を令和2年度に各学校へ報告した。	4
デートDV防止の教育の推進(拡充)	中学生、高校生を対象に人権教育や男女平等教育の一環として、冊子や市政出前講座等を活用しながら、デートDV防止の教育を進めます。市内の大学にも啓発を行うとともに、若年層が興味を持って学べるよう工夫した啓発も検討します。	市教委人権教育課	男女共同参画社会の実現を目指す学校教育の推進	デートDV防止について、年度当初の管理職及び担当者への事業説明会等で、県教委が作成しているデートDV防止啓発パンフレット「わたしもあなたも大切に～知ってほしい『デートDV』～」の活用や市政出前講座の利用などを呼びかけるとともに、姫路市独自で実施している「男女共同参画社会を目指す学校教育推進状況調査」を行うことでデートDV防止のための取組の状況を把握する。また、調査結果を各学校へ周知し、各学校における取組の参考とする。	デートDV防止に向けて、県教委や男女共同参画推進課が作成している啓発パンフレットの活用を呼びかけるとともに、「男女共同参画社会を目指す学校教育推進状況調査」の実施	デートDV防止に向けて、県教委や男女共同参画推進課が作成している啓発パンフレットの活用を呼びかける。3月に市立小・中・高・特別支援学校に「男女共同参画社会を目指す学校教育推進状況調査」を実施し、集計結果を令和2年度に各学校へ報告した。	4
デートDV防止の教育の推進(拡充)	中学生、高校生を対象に人権教育や男女平等教育の一環として、冊子や市政出前講座等を活用しながら、デートDV防止の教育を進めます。市内の大学にも啓発を行うとともに、若年層が興味を持って学べるよう工夫した啓発も検討します。	男女共同参画推進課・男女共同参画推進センター	男女共同参画社会の実現を目指す学校教育の推進	デートDV防止について、年度当初の管理職及び担当者への事業説明会等で、県教委が作成しているデートDV防止啓発パンフレット「わたしもあなたも大切に～知ってほしい『デートDV』～」の活用や市政出前講座の利用などを呼びかけるとともに、姫路市独自で実施している「男女共同参画社会を目指す学校教育推進状況調査」を行うことでデートDV防止のための取組の状況を把握する。また、調査結果を各学校へ周知し、各学校における取組の参考とする。	「男女共同参画社会を目指す学校教育推進状況調査」の実施	・若年層向け男女共同参画啓発資料の配布 ・高校生向け市政出前講座(実施1回)(男女共同参画推進センター)	4

施策（小項目）	計画記載内容	担当課	主に令和2年度				
			事業名	取組の概要	計画	実績	評価
教職員等に対する啓発の推進（拡充）	子どもへの支援者となる教職員や保育士、スクールカウンセラー等のDVに関する理解を深めるため、研修等を推進します。特に教員は、児童・生徒へのDV予防教育を行う役割が期待されます。	市教委教育研修課	教職員研修の実施	総合教育センターで実施する教職員研修において、教職員のDVに関する理解等を深める内容を取り上げ、DVの予防や早期発見につなげる。	初任者研修において、DVに関する内容を取り上げ、理解を深めていく。	初任者研修（11月24日）において、男女共同参画推進センターの講座「ストップ！DV」を取り上げ、教員自身の意識向上や児童生徒への指導力向上を図った。	4

### （3）保健医療機関・福祉関係者等への啓発の推進

施策（小項目）	計画記載内容	担当課	主に令和2年度				
			事業名	取組の概要	計画	実績	評価
民間関係者への啓発の推進（拡充）	被害者から相談があったとき、地域における身近な相談相手である民生委員・児童委員や地域包括支援センターの職員等が助言など適切に対応できるよう研修等を実施します。また、医療関係者は、現に被害を受けた方と直接遭遇することも考えられ、適切に対応できるよう研修等を実施します。	保健福祉政策課	民間関係者への研修等の実施の働きかけ	DV防止啓発講座について、民生委員児童委員の集会、医師会の研修会等に取り入れていただくよう、団体に講師を紹介するなど働きかけを行う。	取組の概要のとおり	関係団体へDVに関するパンフレットを送付し、窓口等への設置を要望するとともに、研修の実施等を働きかけた。	4
市の職員への啓発の推進（拡充）	市の保健・福祉担当職員は、相談業務等の中で緊急避難の対応など適切に対応するため、研修等を実施します。また、市の職員は、DVの予防・防止を推進する立場であり、窓口等で適切に対応できるよう研修等を実施します。	監査指導課	健康福祉局に配属された職員に対する研修の実施	健康福祉局へ初めて配属された職員に対して健康福祉局保健福祉行政新任職員研修を実施する中で、DV予防・防止に関する講義の時間を設ける。	健康福祉局保健福祉行政新任職員研修で、配偶者暴力相談支援センターより講義を行う。	令和2年4月17日保健福祉行政新任職員研修で、配偶者暴力相談支援センターよりDV被害者対応の研修を実施する予定であったが、新型コロナウイルス感染拡大のため中止となった。	2
市の職員への啓発の推進（拡充）	市の保健・福祉担当職員は、相談業務等の中で緊急避難の対応など適切に対応するため、研修等を実施します。また、市の職員は、DVの予防・防止を推進する立場であり、窓口等で適切に対応できるよう研修等を実施します。	研修厚生センター	人権・文化教養講座の開催	幅広い知識と教養を身につけ、社会環境の変化に対応できる職員の育成を目的とした講座を開催し、職員の人権意識のさらなる高揚をめざす。	人権・文化教養講座の開催	コロナウイルス感染拡大防止の観点から、開催できなかった。	1

基本目標 5 推進体制の充実

(1) 民間支援団体との連携や機能の活用

施策（小項目）	計画記載内容	担当課	主に令和2年度				評価
			事業名	取組の概要	計画	実績	
民間支援団体（NPO）の機能の活用等	市内には、DVに関する支援を行うNPOはありませんが、県内にあるNPOの専門的な機能（研修の講師派遣等）を活用し、DVに関するきめ細かな施策に取り組んでいきます。市内のNPOの育成や支援についても検討します。	保健福祉政策課	NPOの専門的な機能の活用	県内にあるNPOの専門的な機能（研修の講師派遣等）を活用し、DVに関する施策の検討、調査等を行う。	取組の概要のとおり	現在、県内のNPOと交流を持つ市内のNPOと連携し、本市でDVに関する施策を実施できるNPOの調査等を行っている。	2

(2) 関係機関との連携推進

施策（小項目）	計画記載内容	担当課	主に令和2年度				評価
			事業名	取組の概要	計画	実績	
庁内連携会議等の開催	福祉事務所、保健所、男女共同参画推進センター等の職員や相談員が集まり、計画に掲げる施策を推進するための協議や、業務の調整、情報交換等を行います。また、処遇の困難なケースへの対応について、必要に応じて検討会議を行います。	保健福祉政策課	DV防止庁内ネットワーク会議の開催	DV防止庁内ネットワーク会議に職員や相談員が出席し、情報交換を通じて関係機関との連携を図る。	取組の概要のとおり	令和2年7月29日に、当初よりの構成課である男女共同参画推進課、生活援護室、こども支援課、保健所健康課、保健福祉政策課を含め、全庁的にDVに関する庁内ワーキング会議を行った。	4
関係機関によるネットワークの充実	医師会、警察、裁判所、法務局、施設、兵庫県、市町が参加する中播磨地域DV相談ネットワーク会議に参画し、協議や情報交換を通じて連携を図ります。特に、処遇の困難な被害者の対応に当たっては、専門機関である県の婦人相談所と十分に協議を行い、助言を得ながら対応します。	男女共同参画推進センター・こども支援課	関係機関とのネットワークの構築	関係機関主催のDVネットワーク会議に出席し、他の支援機関と情報を共有し支援方針を協議することで、DV被害者の支援につなげる。	中播磨地域配偶者からの暴力に係る相談ネットワーク会議出席 DV防止庁内ネットワーク会議出席	・姫路市DV対策基本計画進捗管理に係る庁内ワーキング会議出席（7月29日）	4
兵庫県や近隣市町との連携の強化	被害者の避難に関して、関係する他市町と連携を強化し、引継ぎについても適切に対応します。また、兵庫県所管課と情報交換を行い被害者に対する支援策の充実について検討します。	保健福祉政策課	県や近隣市町との連携による適切な引継ぎの実施	DV被害者の避難や支援について、兵庫県や関係市町村のDV相談担当者と連携し、適切な引継ぎを行う。	取組の概要のとおり	一時保護後、他市へ住居設定される被害者や自分で他市へ避難される被害者について、県の婦人相談所や転出先のDV相談担当窓口、生活保護担当課等と適切に連携し支援を引き継いだ。	4



(3) 調査・研究の推進

施策(小項目)	計画記載内容	担当課	主に令和2年度				
			事業名	取組の概要	計画	実績	評価
被害者へのアンケートの実施(拡充)	被害者に対するアンケートや、市民の意識調査を定期的実施し、今後の施策の検討を行います。	保健福祉政策課	被害者に対するアンケート調査の実施	前年度に配偶者暴力相談支援センターが支援したDV被害者で、現在安全な生活をされている方へ、DV内容や支援に対する意見等についてアンケートを依頼する。	取組の概要のとおり	DV被害者3名へアンケート依頼し、3名から回答を得た。	4
DV防止や被害者への支援の調査・研究	被害者の自立支援策として、住まいや就労の確保、地域での見守りなどが、一体的に提供できる仕組みについて研究します。加害者を対象とした更正に向けた取組みは重要な施策ですが、加害者対策はまだ確立されていません。引き続き国等において調査研究の対象となっており、その動向を把握します。また、男性の被害者に対する相談は、県において専門的に実施しており、本市の対応として相談窓口を案内しています。今後、本市においても体制について可能なか研究します。	保健福祉政策課	被害者の自立支援策に関する研究	DV被害者の自立支援策について、住まいや就労等を一体的に提供できる仕組みを研究する。また、男性被害者に対する電話相談体制についても研究する。	取組の概要のとおり	住宅設定を希望するDV被害者には住宅設定を説明し、新居の市町村生活保護担当につなぐ支援をしている。加害者を対象とした更正に向けた取組みは重要な施策と認識しているが、国等においても調査研究の段階であるため、その動向を見守っていく。また、DV被害者の自立支援策について、住まいや就労等を一体的に提供できる仕組み等については、本市では研究段階まで至っていないため、まず、他都市の状況から調査していく。	4